

■規制対象作業 (市街化区域 工業専用地域 以外)

作業の種類		根拠法令	騒音規制法	振動規制法	市川市 環境保全条例	備考
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機			○	○	—	直接打ち込み工法のうち、打撃式、振動式（バイプロハンマー）が対象（アースオーガー併用の場合でも、打撃式、振動式使用の場合は対象）。その他の工法、圧入式は対象外。また、サイレントパイラーは対象外。
びょう打ち機			○	—	—	
削岩機 (ブレーカー)	手持式以外		○	○	—	油圧・空圧ブレーカーの他、電動ピック、チップー等も対象。
	手持式		○	—	—	1日の移動距離が50mを超える場合は対象外。
空気圧縮機			○	—	○	原動機の定格出力が15kW以上のものが対象。 電動機のものは対象外。また削岩機の動力として使用する場合は対象外。
コンクリートプラント			○	—	—	混練容量0.45m ³ 以上のものが対象(モルタル製造は対象外)。
アスファルトプラント			○	—	—	混練重量200kg以上のものが対象。
バックホウ、ブルドーザー、 トラクターショベル	低騒音指定以外		○	—	—	市条例では、低騒音指定及び定格出力に関わらず対象。
	低騒音指定		—	—	○	
鋼球（剛球）使用作業			—	○	○	
舗装版破碎機			—	○	—	ドロップハンマ式のもので対象。1日の移動距離が50m超の場合は対象外。
アースドリル			—	—	○	
アースオーガー			—	—	○	
ディーゼル発電機			—	—	○	
コンクリートカッター			—	—	○	
ミキサー車、ポンプ車			—	—	○	
破碎機			—	—	○	ジョークラッシャー、インパクトクラッシャー等が対象。
振動ローラー（振動式ロードローラー）			—	—	○	ハンドガイド式振動ローラーも対象。ランマー、プレートは対象外。

■規制対象作業 (市街化区域 工業専用地域)

作業の種類		根拠法令	騒音規制法	振動規制法	市川市 環境保全条例	備考
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機			○	—	—	直接打ち込み工法のうち、打撃式、振動式（バイプロハンマー）が対象（アースオーガー併用の場合でも、打撃式、振動式使用の場合は対象）。その他の工法、圧入式は対象外。また、サイレントパイラーは対象外。
びょう打ち機			○	—	—	
削岩機 (ブレーカー)	手持式以外		○	—	—	油圧・空圧ブレーカーの他、電動ピック、チップー等も対象。
	手持式		○	—	—	1日の移動距離が50mを超える場合は対象外。
空気圧縮機			○	—	—	原動機の定格出力が15kW以上のものが対象。 電動機のもは対象外。また削岩機の動力として使用する場合は対象外。
コンクリートプラント			○	—	—	混練容量0.45m ³ 以上のものが対象(モルタル製造は対象外)。
アスファルトプラント			○	—	—	混練重量200kg以上のものが対象。
バックホウ、ブルドーザー、 トラクターショベル	低騒音指定以外		○	—	—	市条例では、低騒音指定及び定格出力に関わらず対象。
	低騒音指定		—	—	○	
鋼球（剛球）使用作業			—	—	○	
舗装版破碎機			—	—	—	ドロップハンマ式のもが対象。1日の移動距離が50m超の場合は対象外。
アースドリル			—	—	○	
アースオーガー			—	—	○	
ディーゼル発電機			—	—	○	
コンクリートカッター			—	—	○	
ミキサー車、ポンプ車			—	—	○	
破碎機			—	—	○	ジョークラッシャー、インパクトクラッシャー等が対象。
振動ローラー（振動式ロードローラー）			—	—	—	ハンドガイド式振動ローラーも対象。ランマー、プレートは対象外。

□規制対象作業 (市街化調整区域)

作業の種類		根拠法令	騒音規制法	振動規制法	市川市 環境保全条例	備考
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機			—	—	○	直接打ち込み工法のうち、打撃式、振動式（バイプロハンマー）が対象（アースオーガー併用の場合でも、打撃式、振動式使用の場合は対象）。その他の工法、圧入式は対象外。また、サイレントパイラーは対象外。
びょう打ち機			—	—	○	
削岩機 (ブレーカー)	手持式以外		—	—	○	油圧・空圧ブレーカーの他、電動ピック、チップー等も対象。
	手持式		—	—	○	1日の移動距離が50mを超える場合は対象外。
空気圧縮機			—	—	○	原動機の定格出力が15kW以上のものが対象。 電動機のもは対象外。また削岩機の動力として使用する場合は対象外。
コンクリートプラント			—	—	○	混練容量0.45m ³ 以上のものが対象(モルタル製造は対象外)。
アスファルトプラント			—	—	○	混練重量200kg以上のものが対象。
バックホウ、ブルドーザー、 トラクターショベル	低騒音指定以外		—	—	○	市条例では、低騒音指定及び定格出力に関わらず対象。
	低騒音指定		—	—	○	
鋼球（剛球）使用作業			—	—	○	
舗装版破碎機			—	—	○	ドロップハンマ式のもが対象。1日の移動距離が50m超の場合は対象外。
アースドリル			—	—	○	
アースオーガー			—	—	○	
ディーゼル発電機			—	—	○	
コンクリートカッター			—	—	○	
ミキサー車、ポンプ車			—	—	○	
破碎機			—	—	○	ジョークラッシャー、インパクトクラッシャー等が対象。
振動ローラー（振動式ロードローラー）			—	—	○	ハンドガイド式振動ローラーも対象。ランマー、プレートは対象外。